

# 漁業許可制度の見直し（長崎県漁業調整規則の改正）

## 第1 規則改正の趣旨

令和2年12月1日に施行される漁業法等の一部を改正する等の法律は、将来にわたって漁業生産力を発展させるため、許可制度をより安定的な制度とすることを目的に、現法とは大きく異なり、大臣許可漁業の規定を準用する形で知事許可漁業の手続を法定している。これにより規則に定める事項についても法の規定を受けることとなる他、継続の許可など新たに制定された事項に対応する必要がある、当県においても国が示す規則例に基づき漁業調整規則の改正を行うものである。

## 第2 改正法及び新規則例に倣い改正を行う事項

### 1 許可の公示制度（第11条）

- ・知事は許可をしようとするときは、当該漁業にかかる制限措置を漁業調整委員会の意見を聴取して定め、公示しなければならない規定
- ・当公示において申請すべき期間は、1月を下らない範囲（大臣許可は3月を下らない範囲）で漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。

### 2 継続の許可（第14条第1項）

- ・知事が別途公示にて指定する許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したときは、許可をしなければならない規定

### 3 承継の許可（第14条第4項）

- ・知事が別途公示にて指定する許可を受けた者から許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者には許可をしなければならない規定
- ・これまでの定数漁業において、共同経営化や法人化等に限定されていた承継の要件も撤廃する。

### 4 許可の有効期間（第15条）

- ・許可の有効期間は、5年を基本とし、違反情報が多い沖合漁業は3年、毎年操業区域が変更される潜水器漁業においては1年として許可の有効期間を定める。

## 5 資源管理の状況等の報告（第21条）

- ・現に漁獲成績書の報告義務がある漁業種類については現行の規定のままとし、その他全ての許可漁業に1年に1度の漁獲報告を義務化する。

## 6 罰則規定の見直し

- ・今まで規則に定められていた、許可内容違反や許可の条件違反、停泊命令違反の罰則については、法の規定が適用されることになるため、規則から削除する。
- ・なお、その他の罰則については現規則と同様とする。

## 7 許可をしない場合（第9条及び第10条）

- ・適格性を有しない者の規定に、暴力団員等である場合や労働関係法令を遵守しない者が追加された。

## 8 その他

- ・上記に示した改正のほかに、衛星船位測定送信機等の備付け命令（51条）や、停泊命令期間の上限撤廃（49条）、禁止期間等の規定の見直し（40条）、小型機船底びき網漁業の地方名称の削除（現規則5条）、等の改正を規則例に倣い実施する。

### 第3 規則改正に伴う独自改正

#### 1 特定水産動植物の指定に伴う漁業許可化（あわび・なまこ・稚うなぎ） （第4条第1項第2～4号）

- ・省令にて定める特定水産動植物（あわび・なまこ・稚うなぎ）の採捕は許可及び漁業権に基づくもの以外<sup>※</sup>は禁止されるため、それらの採捕を従前の通り行えるよう許可化する。

#### ※許可及び漁業権に基づかない採捕の例

- ・共同漁業権が設定されていない海面における自由漁業による採捕
- ・あわび等が内容に含まれない共同漁業権漁場における自由漁業による採捕